

各種事務事業以外の行政制度調整方針案

基本的協議事項

合併の方式	1	ページ
財産の取扱い	1	ページ

合併特例法に規定されている協議事項

議会の議員の任期及び定数の取扱い	2	ページ
地方税の取扱い	2	ページ
地域審議会の取扱い	3	ページ
農業委員会の取扱い	4	ページ
一般職の職員の取扱い	4	ページ

その他の必要協議事項

特別職の職員の取扱い	5	ページ
行政機構及び組織の取扱い	5	ページ
一部事務組合等の取扱い	6	ページ
使用料・手数料の取扱い	7	ページ
公共的団体等の取扱い	8	ページ
各種団体への補助金・交付金の取扱い	8	ページ
町字名の取扱い	8	ページ
慣行の取扱い	9	ページ

基本的協議事項

合併の方式

調整方針案
新津市を廃し、その区域を新潟市に編入する編入合併とする。

財産の取扱い

調整方針案
新津市の財産(権利及び義務を含む)及び公の施設は、全て新潟市に引き継ぐ。

合併特例法に規定されている協議事項

議会の議員の任期及び定数の取扱い

調整方針案	
市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第3項に規定する、定数に関する特例を適用する。	

地方税の取扱い

税目	調整方針案
個人市町村民税	新潟市の制度に統一する。
法人市町村民税	新潟市の制度に統一する。
固定資産税	新潟市の制度に統一する。
軽自動車税	新潟市の制度に統一する。
市町村たばこ税	新潟市の制度に統一する。
鉱産税	新潟市の制度に統一する。
特別土地保有税	新潟市の制度に統一する。
入湯税	新潟市の制度を適用する。
事業所税	新潟市の制度を適用する。 ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお、この場合、合併年度及びこれに続く2年度は課税をしないこととし、その翌年度は2分の1の税率とする。
都市計画税	新潟市の制度を適用する。 ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお、この場合、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く4年度は段階的に調整した税率とする。

地域審議会の取扱い

調整方針案

地域審議会の取扱いについては、以下のとおりとする。

なお、第27次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」における地域自治組織（地域協議会を含む）が法制化された場合、同調査会の答申を踏まえた、地域における取り組みを尊重しつつ、両市で協議し、その内容を反映させていく。

（設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の新津市の区域に地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（設置期間）

第2条 審議会を設置する期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の指定があった場合においては、当該指定の日の前日までとする。指定日以後は、行政区ごとに審議会に代わる新たな附属機関を置くものとする。

（所掌事務）

第3条 審議会は、その所管する区域（以下「所管区域」という。）に係る次に掲げる事項について市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- （1）合併建設計画の執行状況に関する事項
- （2）合併建設計画の変更に関する事項
- （3）所管区域のまちづくり計画の策定及び変更に関する事項
- （4）その他市長が必要と認める事項

2 審議会は所管区域に関し必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第4条 審議会の委員は、30人以内をもって組織する。

2 委員は、所管区域に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- （1）公共的団体等を代表する者
- （2）学識経験者
- （3）公募により選任された者

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を行なう。

（会議）

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会の会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで公開しないことができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会の会議に出席させ、意見を求めることができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、所管区域を所管する支所において処理する。

（雑則）

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

農業委員会の取扱い

調整方針案

農業委員会については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、第2項及び第3項の規定を適用し、新津市農業委員会が所管する区域に、1つの農業委員会を設置する。

当該農業委員会の選挙による委員の定数は15人とする。

なお、新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村で合意されている、農業委員会の取扱いについては変更しない。

ただし、区域については、合併後の状況により新市全域で再編、見直しを図る。

一般職の職員の取扱い

調整方針案

(1) 新津市の定数内職員及び定数外の休職中等の職員は、全て新潟市の職員として引き継ぐ。

(2) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、新潟市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとし、その細目は両市の長が別に協議して定める。

その他の必要協議事項

特別職の職員の取扱い

項 目	調 整 方 針 案
三役及び教育長の身分の取扱い	<p>新津市の三役及び教育長は失職とする。</p> <p>なお、新津市長は、原則として地域審議会の委員とするが、その具体的な取扱いについては、両市の長が別に協議して定める。</p> <p>また、新津市の助役、収入役及び教育長の身分の取扱いについては、両市の長が別に協議して定める。</p>
行政委員会及び監査委員並びにその委員の身分の取扱い	<p>新津市に置かれている行政委員会及び監査委員は廃止し、その委員は失職とする。</p>

行政機構及び組織の取扱い

項 目	調 整 方 針 案
新津市役所及び行政組織機構の取扱い	<p>合併前の行政サービス水準を確保するため、新津市役所は合併時に地方自治法上の支所とする。</p> <p>ただし、(1) 支所については、現行の組織機能を考慮した組織体制とする。</p> <p>(2) 支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、合併後の状況により再編、見直しを図る。</p> <p>(3) 住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。</p>
附属機関の取扱い	<p>新津市に置かれている附属機関は、廃止する。ただし、必要により新津市の実情に応じた適切な措置を講ずる。</p> <p>また、合併後の附属機関の委員構成については、必要により新津市の実情に応じた適切な措置を講ずる。</p>

一部事務組合等の取扱い

一部事務組合等の名称	構成市町村等													調整方針案	
	新潟市	新津市	白根市	豊栄市	小須戸町	横越町	亀田町	岩室村	西川町	味方村	湯東村	月潟村	中之口村		その他
新潟県市町村総合事務組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	県内市町村	新津市は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。
新潟県中東福祉事務組合		○	○		○	○	○							五泉市ほか	新津市は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市がその地位を継承する。 また、合併後も負担金の算出にあたっては、合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担、組合の存廃、将来の脱退に関しては、構成員・組合事務局と今後協議を行う。
四市中東蒲原老人福祉施設事務組合		○	○		○	○	○							村松町ほか	新津市は、合併の前日の終了をもって脱退する。 ただし、特別養護老人ホーム運営事業及び養護老人ホーム運営事業については、新潟市が地位を継承する。 また、合併後も負担金の算出にあたっては、合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担、組合の存廃、将来の脱退に関しては、構成員・組合事務局と今後協議を行う。
新潟県市町村職員共済組合		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	新潟市以外の 県内市町村	新津市は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。 ただし、その制度の内容については、今後検討する。
地方公務員災害補償基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全国都道府県・ 市町村	新津市は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。
新潟地域広域市町村圏協議会	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	阿賀野市ほか	新津市は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。
新津地域土地開発公社		○			○	○	○								合併の前日の終了をもって解散し、財産及び事務は、全て新潟市土地開発公社に引き継ぐ。
新潟県国民健康保険団体連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	県内市町村	新津市は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。
新津市小須戸町横越町亀田町介護認定審査会		○			○	○	○								合併の前日の終了をもって解散し、新潟市の制度に統一する。
新潟県新津保健所管内市町村予防接種健康被害調査委員会		○	○		○	○	○							五泉市ほか	新津市は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。
新津市・小須戸町・田上町基幹水利施設管理事務協議会		○			○									田上町	合併の前日の終了をもって解散し、新潟市が田上町の事務委託を受けた上で当該施設を管理する。
市議会議員共済会	○	○	○	○										全国市	新津市は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。
新潟地区消防応援協議会	○	○	○	○	○	○	○		○					五泉市ほか	新津市は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。
三市中東視聴覚教育協議会		○	○		○	○	○							五泉市ほか	新津市は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。

使用料・手数料の取扱い

調 整 方 針 案
<p>合併時に制度の統一が可能なものは、新潟市の制度に統一する。 ただし、内容等に著しい差異があり、直ちに統一できないものは、当分の間、現行のとおりとし、合併後検討する。</p>

項 目	個 別 調 整 方 針 案
税務関係手数料	新潟市の制度に統一する。
戸籍・住民基本台帳関係手数料	新潟市の制度に統一する。
狂犬病予防関係手数料	新潟市の制度に統一する。
鳥獣飼養登録票関係手数料	新潟市の制度に統一する。
一般廃棄物処理手数料(ごみ処理手数料)	当分の間、現行のとおりとする。 ただし、新津市の状況を尊重しながら、新市において早期に制度の統一を図るよう調整に努める。
出店許可証交付手数料	新潟市の制度に統一する。
農地関係手数料	新潟市の制度に統一する。
斎場使用料	新潟市の制度に統一する。 ただし、火葬場以外の使用料については、当分の間、現行のとおりとする。
老人福祉センター使用料	新潟市の制度に統一する。 ただし、個室の使用料については、当分の間、現行のとおりとする。
露店市場出店料(常置露店)	新潟市の制度を適用する。
露店市場出店料(定期露店等)	当分の間、現行のとおりとする。
公民館使用料	当分の間、現行のとおりとする。
体育館使用料(専用利用の場合)	当分の間、現行のとおりとする。
体育館使用料(個人利用の場合)	当分の間、現行のとおりとする。
体育館付属設備使用料	当分の間、現行のとおりとする。
野球場使用料	当分の間、現行のとおりとする。
庭球場使用料	当分の間、現行のとおりとする。
プール使用料	当分の間、現行のとおりとする。

公共的団体等の取扱い

調整方針案

- 公共的団体等については、一元化することが望ましいものがあることから、それぞれの実情を尊重しながら、調整に努める。
- 新市に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。
なお、統合に時間を要する団体は、合併後、早期に統合するよう調整に努める。
 - 新津市独自の団体は、自主的な判断に委ねる。

各種団体への補助金・交付金の取扱い

調整方針案

- 新津市が、各種団体に交付している補助金等については、以下のとおり調整を図る。
- 新市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。統一までの当分の間は、従来の実績に配慮するが、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。
 - 新津市独自の補助金については、従来の実績に配慮するが、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。

町字名の取扱い

調整方針案

新津市の町字名については、新津市の意向を尊重するが、町名の重複等が生じないよう調整する。

慣行の取扱い

項 目	調 整 方 針 案
市民憲章	新潟市の制度に統一する。ただし、新津市民憲章は、新津市の地域の憲章として継承していく。また、合併後一定の段階で見直しを行う。
各種宣言	新潟市の制度に統一する。ただし、新津市の各種宣言は、新津市の地域の宣言として継承していく。
市の木と花	合併後の市の木と花の制定にあたっては、合併記念の一環として、市民に公募し、決定する。ただし、新津市の木と花及び推奨の木と花は、新津市の地域の木と花等として継承していく。
消防出初式	新潟市の制度に統一する。ただし、新津地域においても、必要に応じ出初式を実施する。
成人式	新潟市の制度に統一する。ただし、開催場所については、合併後調整する。また、新津市の事情によっては、当分の間、現行のとおりとする。